

屋外広告物にかかる許可申請について

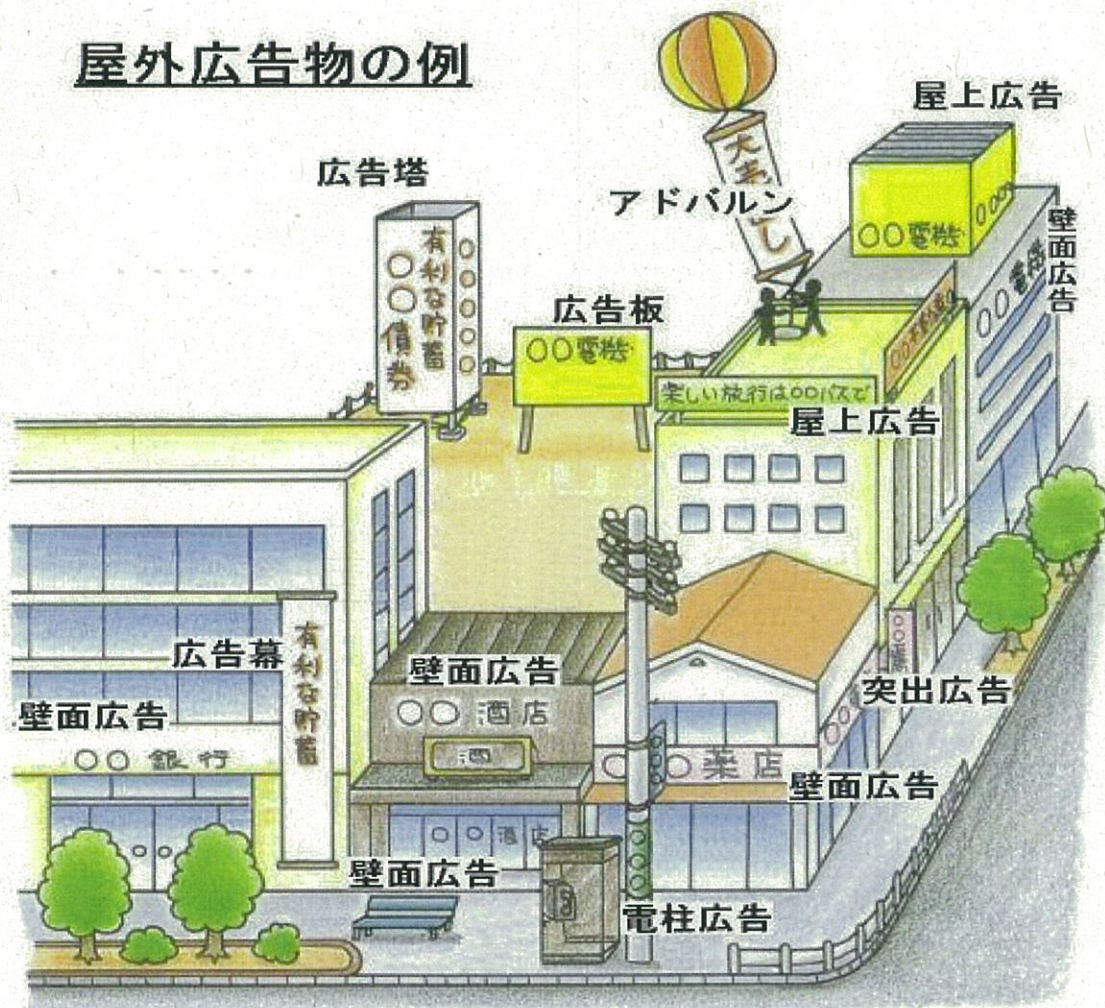
屋外広告物を表示する際は、原則許可が必要です！

屋外広告物を表示してはいけない場所（禁止地域）や、信号機やガードレールなど表示してはいけないもの（禁止物件）、また、表示できる面積や高さなどの制限がありますので、広告物を表示する際には、熊野建設事務所管理課へ事前の相談をお願いします。

なお、許可にあたっては許可手数料が必要です。金額は、広告物の内容により異なります。また、許可の有効期間も広告物の内容によって決められていて、期間満了後も引き続き広告物を表示する場合は、許可の更新手続きを行っていただく必要があります。

※店舗、営業所などに表示する広告物は、許可を受けることが一部免除されます。
許可を受けずに広告物を設置した場合は処分されることがあります！

屋外広告物の例



熊野建設事務所
総務・管理・建築室
管理課

TEL : 0597-89-6141

FAX : 0597-89-6152